

【はじめに】

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、報告1件、専決処分1件、条例改正1件でございます。それでは、議案の提案理由の要旨について説明いたします。

【議案について】

まず、**報告第2号** 専決処分事項（事故による損害の賠償）の報告について申し上げます。

これは、事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

次に、**議案第34号** 専決処分事項（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、予算の総額に1億2,116万3千円を追加し、補正後の総額を130億6,708万6千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上を行っております。

歳出では、当初予算で公共施設建設基金を2億8,300万円取り崩す計画となっておりますが、事業費の確定などにより、そのうち2億4百万円取り崩しをいたしておりました。今回、歳入額が確定したことにより、後年度の公共施設の整備に備えるため、1億3千万円を積み戻すものでございます。

最後に、議案第35号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正に伴い、例えば、配偶者の一人が国民健康保険から後期高齢者医療に移行した場合などに、現行5年間軽減措置が実施されておりますが、国民健康保険税が急増することを避けるため、6年目以降においても、引き続き軽減措置を実施することなどについて、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。